

学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

第2種

感染症名	出席停止期間
麻疹（はしか）	発症から、解熱した後3日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発症から、発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発症から、すべての発疹が痂皮化するまで
百日咳	発症から、特有の咳が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症から、耳下腺の腫脹が消失するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発症から、主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ（*）	発症から、解熱した後2日を経過するまで
結核	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで

* 抗インフルエンザ薬を投与した場合、解熱後3日を経過するまで。

第3種

腸管出血性大腸菌感染症	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
コレラ	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
<その他の伝染病>	
マイコプラズマ肺炎	発症から感染力の強い急性期が終わり全身状態が回復するまで
感染性胃腸炎（ロタ・ノロウイルス等）	発症から、下痢、嘔吐症状が消失し全身状態が回復するまで（無症状の場合は、出席停止としない）
ヘルパンギーナ（夏風邪）	発症から、咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
手足口病	発症から、咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態の良い者は登校可（発疹時には感染力はほとんど消失している）
伝染性膿痂疹（とびひ）	登校可。皮膚の清潔を保つ、病巣を有効な方法で覆う。プールは治癒後可。炎症の強いもの、広範なものは直後接触を避ける。
溶連菌感染症	発症から、適切な抗生剤治療がなされ24時間を経て全身症状が回復するまで
ウイルス性肝炎	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで。B型、C型肝炎など学校における日常生活の中で感染のおそれがない疾患について患者の不必要な「感染予防処置」がないように配慮

第1種

感染症名	出席停止期間
エボラ出血熱・急性灰白髄炎・クリミア・コンゴ出血熱・ジフテリア・ペスト・痘そう・マールブルグ病・南米出血熱・ラッサ熱・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症・重症急性呼吸器症候群（SARS）	発症から、治癒するまで

担当医殿

生徒のクラス及び氏名 年 組

在籍校名 東京成徳大学中学校・高等学校

上記生徒の登校許可書の作成をお願い申し上げます。
なお、「学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」
につきましては、保護者宛て通知の通りです。

東京成徳大学中学校・高等学校長殿

登 校 許 可 書

生徒氏名

上記の生徒は、 _____ により、平成 _____ 年
_____ 月 _____ 日より治療を開始しました。病気が軽快し、かつ「学校保
健安全法」の基準により、感染症の予防上支障がないと認められるた
め、_____ 月 _____ 日より登校を許可します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病院名及び医師名

_____ 印